## 報道資料

平成24年 2月29日

奈良県 防災統括室

担当:岡 部

電話:0742-27-8425

内線:2271

## 平成23年台風第12号災害にかかる奈良県 被災者生活再建支援事業の実施について

- 1. 平成23年9月2日からの台風第12号により、奈良県内の市町村において被害を受けた者のうち、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「支援法」という。)による被災者生活再建支援金の支給対象とならないものに対し、奈良県被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)を支給することにより、被災者の経済的負担の軽減を図り、同一の災害における支援の不均衡を是正することを目的に、奈良県被災者生活再建支援事業を実施します。
- 2. 住宅が全壊、大規模半壊および半壊した世帯については、その申請により住宅の被害程度や 再建方法等に応じて支援金が支給されます。
- ◆支援内容(「半壊」を除いて、支援法と同等の措置) 支給額は、以下の2つの支援金の合計となる (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)
  - I 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の	全 壊	解体	長期避難	大規模半壊	半壊
被害程度	1	2	3	4	<b>⑤</b>
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	2 5 万円

Ⅱ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の	建設・購入	補修	賃 借
再建方法	(1.①~④のみ対象)	( I . ⑤は1/2の額)	(I.⑤は1/2の額)
			※公営住宅以外
支給額	200万円	100万円	50万円

- ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合
  - ①~④については、合計で200(又は100)万円
  - ⑤については、合計で(50)万円

※なお、本事業の財源については県が全額負担します。